

○酒匂川サイクリングコースの移管について

1 施設の概要

- ・設置 昭和44年6月
- ・所在 南足柄市(大口広場) ~ 開成町 ~ 小田原市(富士道橋)
- ・全長 約8.9km(南足柄市約0.7km、開成町約4.8km、小田原市約3.4km)
- ・幅員 2m(アスファルト舗装)
- ・規制 県公安委員会による自動車とオートバイ乗入禁止
- ・管理者 神奈川県(福祉子どもみらい局 子どもみらい部 青少年課)
- ・その他 施設は酒匂川堤防上にあり県西土木事務所から占用許可を受けている

2 施設の経過等

当初青少年がサイクリングを通じて、自然に親しみながら体力の増進を図るため、金目川、酒匂川、多摩川、鶴見川の川沿いに設置、無料自転車の貸出も実施した。

社会の変化により、青少年に限らない一般市民や市街化の進展による生活道路化が進み、貸出自転車が著しく減少し、目的と合わない実態となった。

県は、平成7年3月に名称を変更(変更前:酒匂川**青少年**サイクリングコース)して、地域住民の利用状況に則した管理を進めるため、地元市町に移管する方向とした。

なお、移管の希望がなければ廃止することとしている。

3 町の方針

- ・2市1町一括を基本として移管を受ける。
- ・移管にあたっては、県には舗装やサイン看板など、必要な補修を要望して、適正な維持管理に努めていく。

4 移管に係る協議、調整状況

平成12年8月 県から2市1町に移管に向けた協議開始の依頼

※以後、県からは2市との調整状況の説明、協議に向けた調整がある。

平成28年6月 県から移管時期の照会(2市1町の足並みが揃った時期と回答する)

平成28年8月30日 第1回(県、2市1町)意見交換会

平成29年1月18日 第2回(県、2市1町)意見交換会

平成29年7月24日 第3回(県、2市1町)意見交換会

※平成32年度以降で、移管を受ける方向を確認した。

平成29年11月28日、30日 移管に伴う現地確認、補修個所の洗い出し

平成30年3月16日 (県、2市1町)移管に関する確認書の締結

平成30年3月23日 第4回(県、2市1町)意見交換会

5 移管後の管理運営について

- ・施設名称「酒匂川サイクリングコース」を継続する。
- ・草刈り・補修等は、市町ごとに行う。
- ・設置運営要綱について、現行（県）のものを基本として統一して制定する。
- ・その他目的使用申請について、市町ごとに許可を行う。

6 移管に向けた今後の進め方

① 移管に伴う補修工事

- ・平成 29 年 11 月～平成 30 年 1 月 現地調査、補修箇所等の洗い出し
- ・平成 30 年度 県の予算編成
- ・平成 31 年度 県の補修工事の実施

② 移管に向けた手続き

- ・平成 30 年 3 月 16 日 移管に関する確認書の締結
- ・平成 32 年 2 月～ 河川占用許可、交通規制の譲渡手続き
- ・平成 32 年 3 月 移管に関する協定書の締結（工作物の無償譲渡）
- ・平成 32 年 4 月 1 日 工作物等譲渡契約書の締結（移管後の運用開始）

給水装置使用開始・中止手数料のあり方について

【審議する上での状況】

- ・給水装置開始・中止に係る手数料については、昭和 43 年の事業開始当初より社会情勢の変化等の影響による料金改定や廃止の検討がされていない。
- ・手数料の納付者は、全体の 3 割程度がアパートなどの管理会社である。
- ・平成 29 年度に水道料金の改定を実施した料金の算定根拠として手数料も含まれているため、料金算定期間内における水道事業会計への影響が懸念される。
- ・手数料収入の推移
H29 年度 1,715 件 1,200,500 円 H28 年度 1,552 件 1,086,400 円
H27 年度 1,547 件 1,082,900 円
- ・窓口対応、現地作業の所要時間で人件費に換算したところ 777 円と概ね原価（手数料 700 円）での対応となっている。

【水道運営協議会の答申結果】

- 1) 手数料は、水道料金とともに水道事業経営基盤を支えている財源であり、平成 29 年度に実施した水道料金改定の算定根拠に算入しているため、この手数料の廃止については水道料金改定などによる予算の確保が必要と考え、徴収を継続することが望ましい。
- 2) 手数料の単価は、事務費に対し概ね原価での徴収となっているため、現行徴収額は妥当である。
- 3) 水道事業の経営状況の安定を優先させ、手数料の廃止は、次回の水道料金の改定時に水道事業会計への将来的な影響を勘案し、資金計画を立案したうえで、廃止することが望ましい。

【決定する事項】

- ・手数料徴収の継続・廃止について
- ・継続の場合、単価の見直しの有無について

【担当課としての考え（方針）】

- ・答申の内容を尊重し、水道事業経営の財源の確保のため、次回の水道料金改定まで手数料の徴収は維持したい。
- ・給水開始・中止手数料の単価は、事務費に対し概ね原価での徴収となっているため、手数料の改定は実施しない。

開成町防災行政無線【同報系・移動系】の整備方針について

1 事業の背景

平成34年11月末で、アナログ防災行政無線が使用できなくなることから、新庁舎建設に併せて町防災行政無線（同報系・移動系）を整備する。整備にあたりシステム（方式）の決定とシステム設計を平成30年度に実施し、平成31年度に無線設備の整備を行う。

2 決定すべき事項

- (1) 防災行政無線【同報系】をどのシステム（方式）で整備するのか。
- (2) 防災行政無線【移動系】をどのシステム（方式）で整備するのか。
- (3) 町防災行政無線及び県防災無線のアンテナをどこに設置するのか。

3 議論のポイント

- (1) 【同報系について】
 - ・基本計画書（P1：整備方針）に掲げる事項を達成できるシステムであるか。
 - ・システム検討にあたり他に必要となる要件はあるか。
- (2) 【移動系について】
 - ・基本計画書（P7：整備方針）に掲げる事項を達成できるシステムであるか。
 - ・システム検討にあたり他に必要となる要件はあるか。
- (3) 【アンテナ設置について】
 - ・アンテナ設置に係る高さは確保できるか。費用の削減策はあるか。

4 担当課としての考え

(1) 【同報系について】

○基本計画書（資料P6：提案）のとおり、「②デジタル同報系（低廉化新方式）」での整備が望ましい。

- ・独自の周波数を割り当てられ、他との混信や通信制限を受けない。
- ・バックアップ用蓄電池、非常用発電装置からの電源により、被災直後から72時間以上の通信が確保できる。
- ・ワンプッシュで多様なメディアへ情報を一括送信でき、町民も多様な手段で情報を得ることができる。また、従来方式に比べ電波伝搬距離も長い。

(2) 【移動系について】

○基本計画書（資料P12：提案）のとおり、「②デジタル移動系（低廉化新方式）」と安価で複数波の使用ができる「⑤デジタル簡易無線機」との複合整備が望ましい。

- ・②は独自の周波数を割り当てられ、他との混信などがなく、個人情報等を取り扱う行政として確実に情報伝達ができる。
- ・②は主要設備（基地局）が庁舎にあり、バックアップ用電源が確保でき、被災直後から72時間以上の通信が確保できる他、従来方式に比べ費用を抑えることができ、電波伝搬距離も長い。
- ・⑤は多チャンネル（30チャンネル）を運用することができ、消防団や自治会との同時通信も可能となる他、町域全体での通信距離（4km～5km）も確保でき、安価で整備することができる。

(3) 【アンテナ設置について】(資料P16)

○デジタル防災行政無線の耐用年数は15年程度である。町民センター(昭和61年8月竣工)は建築から30年を経過しているが、防災行政無線の耐用年数には足りうると判断し、第一に町民センター屋上へアンテナ設置を基本とする。

- ・単独で20m級のアンテナを設置する必要がなく、短いアンテナ柱でも十分な高さを確保でき、費用を抑制できる。
- ・町防災無線アンテナと県パラボラアンテナを近傍で設置することができ、ケーブル配管を同経路で引き回すことができる。

※参 考 (資料P16)

地震計の設置場所を新庁舎の受電設備設置予定地に設置することで、ケーブル配管も短く、防災行政無線のケーブル配管と合わせてハンドホールへ接続することができる。